

課(現福利厚生課)の普通財産に所属替えすべきである。

対応状況等

福利厚生課への所属替えはできていない。

2-7 市道幹1072号線貸付地(大津市打出浜)

意見

琵琶湖文化館前の道路敷地。当該地は、琵琶湖文化館の敷地の一部であり大型バス等の駐車場として利用されていたが、大津市の依頼により昭和61年より市道敷地として無償貸付契約している。大津市の買取約定があるが財政事情等の理由により未だ買い取りに応じていない。大津市と売却または交換交渉を早期に進めるべきである。

対応状況等

平成16年度に大津市から交換等についての協議がもちかけられたが、県は当初の買取文書での整理が先との理由から協議に応じておらず現在に至っている。

2-8 膳所県有地(大津市秋葉台)

意見

当該地は、当初膳所高校の実習地であったが昭和43年に用途廃止された。大津市が整備している茶臼山公園内の多目的広場敷地として昭和58年より大津市へ無償貸付され現在に至っている。大津市との間で公園整備の事業終了時まで市有地と交換または買取する約束があり、貸付契約においても大津市の買い取り義務を定め契約期間も1年間の更新契約としている。

当該地は、進入路がなく公園敷地に囲まれているため他の利用は困難である。大津市からの現況報告によると、平成15年を目処に県以外の地主からの用地取得を完了できる予定であり、その時点で買取または交換について検討する予定とのことである。大津市の進める公園整備事業において、県有地の買取または交換が民地に比し後回しにされている感があるので、早期に売却または交換を実現すべきである。

対応状況等

大津市は、茶臼山公園整備事業完了後は、買取あるいは交換を前提にした借受申請を提出しており、同事業完了(平成19年度)後に協議を進める必要がある。なお、交換においては、滋賀県道路公社事業との関連で当該県有地の活用が検討されており、これらを踏まえて処分を行う予定である。

2-9 市道南0024号線貸付地(大津市膳所2丁目)

意見

膳所高校敷地のうち昭和62年より大津市に市道敷地として無償貸付契約している。大津市への譲渡等に向けた整理を進めるべきである。

対応状況等

大津市が有償により買い取る意思を示しているため、今後、譲渡交渉を行う予定である。

2-10	粟津晴嵐県有地（大津市晴嵐 1 丁目）
意見	<p>昭和 33 年瀬田川の用途廃止により廃川敷地として昭和 34 年に引継ぎを受けた土地で、有効宅地は住宅協会へ、道路部分は大津市へそれぞれ譲渡した後の残地である。うち、932㎡は当時瀬田川上の線路が埋立により J R 線路敷となったもので、貸付契約はなく無償で使用されている。J R との間で有償譲渡の方向で検討しているとのことであり、早期に譲渡できるよう交渉を進めることが望まれる。</p> <p>また、183㎡は当初自治会所有の浄化槽用地であったが現在この浄化槽は使用されていない。隣地者等への売却を検討中とのことであるが、積極的に交渉を進め早期売却を図るべきである。</p>
対応状況等	<p>J R 線路敷となった 930㎡については、平成 17 年度に西日本旅客鉄道(株)へ譲渡された。浄化槽用地については、県有地を処分するため平成 12 年 2 月に地元自治会に旧浄化槽を撤去してほしいとの意向を説明したが、その後の話し合いはできていない。</p>

2-11	粟津東県有地（大津市松原町）
意見	<p>昭和 34 年に瀬田川廃川敷地として引継ぎを受けた土地である。うち、1,180㎡は J R 線路敷法面であり、J R に有償譲渡できるよう交渉が進められることが望まれる。また、1,152㎡は琵琶湖工事事務所へ職員木造宿舍敷地として有償貸付されている。借主から買取を約した覚書があるが、いまだ実現していない。平成 9 年 3 月の借主との話し合いで、期間限定の分割分譲を提示されたが、県としては分割に応じられないとして決裂した。今後も積極的に交渉を進め早期売却を図るべきである。残り、372㎡は湖岸散策道の市道として大津市へ無償貸付されている。境界確定を行い大津市への譲渡等に向けた調整を図るべきである。</p>
対応状況等	<p>J R 線路敷法面 419㎡は、平成 17 年度に西日本旅客鉄道(株)へ譲渡された。琵琶湖工事事務所（国土交通省）への貸付地は、買い取りの意向もあり、大津放水路の工事の進捗等を見て処分の交渉を行う。また、他の国有地との交換についても打診がある。湖岸散策道について、大津市への譲渡等はできていない。</p>

2-12	石山鳥居川浜県有地（大津市唐橋町）
意見	<p>県の独身寮敷地として県が使用している。財政課（現予算調整課）所管の普通財産として管理されているが、人事課（現福利厚生課）所管の普通財産へ所属替えすべきである。</p>
対応状況等	<p>福利厚生課への所属替えはできていない。</p>

2-13	瀬田大江大萱県有地 (大津市萱野浦)
意 見	昭和39年の瀬田浦埋立事業により取得したもので、琵琶湖岸に沿って南北に狭小な形状で湖岸側が緑地でこれと平行して道路となっている。うち、14,463㎡は県道(湖岸道路)敷地であり、行政財産として道路管理者が管理すべきものと思われる。また、12,046㎡は都市緑地「瀬田湖岸緑地」の敷地として昭和56年より大津市へ無償貸付契約されている。残り、3,113㎡は大津市道道路敷として昭和61年より大津市へ無償貸付契約されている。これは大津市より市道敷として借り受けた要請があり、将来都市計画街路の施工する段階で用地買収の協議をすることとなっている。大津市との間での用地買収の協議の時機を失しないよう行うべきである。
対応状況等	県道敷地14,463㎡の行政財産への分類替えはできていない。大津市道敷地3,113㎡については、都市計画街路の施工がされていないため、貸付けを継続している。

2-14	旧水産試験場 (彦根市八坂町)
意 見	当該地は、水産試験場進入道路として取得した行政財産であったが、この隣接地を彦根市が事業の代替地として個人に提供したことにより、その代替地への進入路として使用する必要が生じ、昭和59年に県と彦根市との間で協定を交わし使用許可の処理をした。昭和60年に市道認定されることに伴い用途廃止を行い普通財産として彦根市に無償貸付契約されている。彦根市へ譲渡できるよう交渉を進めるべきである。
対応状況等	彦根市への譲渡はできていない。

2-15	彦根市薩摩県有地 (彦根市薩摩町)
意 見	当該地のうち、43,626㎡は内湖、池沼、水路敷であり、財政課(現予算調整課)所管の普通財産から行政財産に分類替え等の整理を行うことが適切である。
対応状況等	行政財産への分類替え等はできていない。

2-16	旧繊維工業指導所 (長浜市三ツ矢元町)
意 見	当該地は、昭和21年に長浜市から寄付を受けたもので、旧繊維工業指導所の敷地の一部であったが、昭和49年より長浜市に市道用地として使用許可していた。昭和55年に用途廃止し、市道敷地として長浜市に無償貸付契約されている。長浜市への譲渡等に向けた整理を進めるべきである。
対応状況等	